

消費者安全に関する検討委員会 第1回議事録

内閣府国民生活局消費者安全課

第1回 消費者安全に関する検討委員会
議事次第

日 時：平成20年9月16日（火）10:00～11:22

場 所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）挨拶

（2）委員会の進め方について

（3）消費者事故対応に関する「消費者の視点からの調査・審議」の在り方について

3．閉 会

岡田国民生活局審議官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「国民生活審議会 消費者政策部会 消費者安全に関する検討委員会」を開催いたします。皆様におかれましては、大変御多忙中のところ御出席いただきましたことを心から感謝申し上げます。

議事に先立ちまして、内閣府大臣政務官の並木政務官から一言ごあいさつをさせていただきます。

並木大臣政務官 おはようございます。内閣府大臣政務官の並木と申します。松本部会長始め委員の皆様方には日ごろより大変お世話になっておりまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

野田大臣は後ほどお伺いさせていただきますので、まず私からあいさつさせていただきます。

御案内のとおり、食品あるいは製品、施設、さまざまな重大な事項あるいは不正、こういうものが発生しております。消費者の関心は嫌が上にも高くなっていますし、また、不安も高まっているわけであります。

そうした中で、政府としましては、安全・安心をモットーとして、消費者行政を推進していきたいと思っております。皆様方の御知見をいただきながら、充実させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡田国民生活局審議官 ありがとうございます。今日は、本委員会最初の会合ということもありますので、消費者政策部会の松本部会長に御出席いただいておりますので御紹介いたします。

松本消費者政策部会長 おはようございます。松本でございます。

皆様にはお忙しい中を本委員会への御参画を御協力いただきましてありがとうございます。本委員会は6月30日に開かれまして消費者政策部会で設置が決定されたものでありまして、消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築や政府の消費者事故対応に関する消費者の視点からの調査・審議の在り方など、重要な課題を御検討いただくというものでございます。

委員長には、升田委員を指名いたしましたのでよろしくお願いいたします。

昨今、BSE以来と言われている食の安全を揺るがすような問題が起こってまいりました。食品安全、製品安全を問わず、この委員会でいろいろ御討議いただきたいと思っております。

岡田国民生活局審議官 ありがとうございます。なお、野田消費者行政推進担当大臣は、日程の都合上11時10分ごろに出席する予定でございます。後ほどあいさつをさせていただくということにしておりますのでよろしくお願いいたします。その際、報道のカメラも入る予定ですので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

本委員会所属の委員につきましては、お手元に資料をお配りしておりますが、資料1のとおりでございます。

国民生活審議会臨時委員として今回御就任いただいた方につきましては、辞令と指名通知書を、その他の方々については指名通知書を机の上に配付させていただいておりますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、並木政務官は所用のために退室をさせていただきたいと思っております。

(並木大臣政務官退室)

岡田国民生活局審議官 先ほど松本部会長から、ごあいさつの中でお話ございましたけれども、

松本部長より本委員会の委員長につきまして、升田委員を委員長にということで指名をされておりますので、以下の議事進行につきましては、升田委員長からお願いをしたいと思います。

升田委員長 ただいま御紹介いただきました升田でございます。よろしくお願いいたします。

では、早速議事に入りたいと思いますが、まず最初に本委員会の運営要領案についてお諮りしたいと思います。内容については事務局より御説明をお願いいたします。

野村消費者安全課長 では、お手元に「消費者安全に関する検討委員会運営要領（案）」という資料をお配りさせていただいております。

「1 委員会」の進め方につきまして、委員長、委員長代理の職務について定めさせていただいております。

「2 議事」といたしまして、委員会の定足数等について定めをさせていただいております。

「3 議事の公開」でございますが、会議は原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部または一部非公開とすることができる。

「4 会議資料」。会議資料は原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

なお、委員から文書にて意見が提出された場合、委員長が委員会の審議に当たって必要と認めたものは、委員会にて配布する。

そのほか「5 議事録の公開」「6 議事要旨」の取扱いについて定めを設けさせていただいております。

資料2の説明は以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。それでは、何か御意見などございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、消費者安全に関する検討委員会の運営につきましては、資料2の運営要領に基づいて、行うことといたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」声あり）

升田委員長 ありがとうございます。御了承いただきましたので、そのようにさせていただきますと思います。

続きまして、本委員会の進め方及びその参考として現在政府内で検討が進んでいます消費者庁関連法案の内容などについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

野村消費者安全課長 お手元の資料3及び資料4をごらんいただければと存じます。

資料3「『消費者安全に関する検討委員会』の進め方について（案）」でございます。

「1. 趣旨」。

近年、食品、製品、施設の各分野において、重篤な被害を伴う消費者事故が頻発し、消費者の安全を確保するための施策を迅速かつ適切に講じていくことが喫緊の課題となっている。

こうした中「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）において消費者庁の円滑な補足に向けて、内閣府において、重大な消費者事故への対応をはじめとして司令塔機能を先行

実施することが求められている。

また「『消費者、生活者を主役とした行政への転換に向けて』（国民生活審議会意見）に対するアクションプラン（工程表）」（同年7月25日消費者政策会議報告）においては、政府の事故対応に関する客観的な調査・審議体制の構築や、近年の懸案であるリコール制度の拡充等への早急の取組が盛り込まれております。

こうした政府における各般の取組状況を踏まえながら、国民生活審議会本委員会において、消費者の安全確保のための諸課題について調査・審議を進めることといたしたいとさせていただきます。

「2．主な審議事項」。

（1）消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築。

（2）重大な消費者事故に際し政府のなすべき対応等について消費者の視点からの調査・審議する仕組み。

（3）自主リコールの促進のための取組の強化。

（4）その他消費者の安全、安心に関する重要事項といたしてさせていただきます。

「3．審議スケジュール」でございますが、2枚目にスケジュール案を示させていただいております。これはイメージでございますが、具体的には委員の方々御日程を調整させていただいてということかと考えておりますが、2枚目にあるようなスケジュール感で審議を進めさせていただければと考えております。

「4．審議の進め方」。

（1）審議の前半においては、現状等に関する認識共有、具体的には関係省庁・機関からのヒアリング等もを行うこととさせていただきたいと考えてございます。

それから、論点の明確化、委員からの御提言等をいただくことを考えてございます。

（2）審議の後半においては、論点整理を行い、必要に応じて全体的なとりまとめを行うこととしたいと考えております。

引き続きまして、資料4でございますが「消費者庁関連3法案について」という資料を配付させていただきます。

1枚おめくりいただきまして「消費者関連3法案の関係について」という資料を配付させていただいておりますが、現在、政府部内において、今週中を目途に閣議決定を目指して検討しております法案、消費者庁関連法案は、そこがございます「消費者庁設置法案」「関連法律の整備法案」「消費者安全法案」の3法を閣議決定すべく現在調整を進めておるところでございます。

「消費者庁設置法案」におきましては、消費者庁の任務、所掌事務、消費者政策委員会の設置等について定めを設けることとしております。

「関連法律の整備法案」におきましては、現在の関係省庁が所管しております法律、29法律になりますが、これらの法律の移管、あるいは消費者庁との共管に関わる規定を設けることとしております。

また、内閣府本府設置法におきまして、消費者行政の関係を、内閣補助事務として位置づける整備をすることとしてさせていただきます。

「消費者安全法案」におきましては、消費者安全に関する基本方針の策定を内閣総理大臣が行うこと、地方自治体におきまして、消費者行政に係る行政を強化すべきこと、消費生活センターを設置すべきこと等の規定を設けることとしてございます。

また、消費者庁におきまして、消費者事故に関する情報を一元的に集約すべきこと、消費者被害防止のために必要な措置、具体的には関係省庁に対する意見勧告あるいは自らが事業者への勧告、命令等を行うべきこと等について定めを置くこととしてございます。

もう一枚おめくりいただきまして「消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ」という図表を付けさせていただいておりますが、この3法によって設置される消費者庁創設後の消費者行政のイメージということでございますが、中ほどに内閣総理大臣をトップとしまして、消費者庁の組織のイメージが図示されてございます。先ほどの委員会の進め方、審議事項で申し上げましたことは、この図表で申し上げますと、消費者庁のボックスの中に が5つ書いてございますが、その1つ目、2つ目の消費者庁が担う中心的な機能、消費者問題に関する情報を一元的に集約し、調査・分析すること及び消費者行政の司令塔として、各省庁に対し勧告、監視を行うということ。このことが先ほどの主要審議事項の1つ目に該当するものでございます。

消費者庁の箱の下のところ「消費者政策委員会」がございまして、重要事項の調査審議、意見具申、内閣総理大臣に対し意見を申し述べると書かれてございますが、これが先ほどの主要な審議事項の2番目で申させていただいたことに関わる主要な部分と御理解いただければと存じます。

この消費者庁の箱の右側のところに事業者との関係が図示されてございますが、これは旧来の消費者行政部局において直接的に事業者とのやりとりというのは、極めて希薄だった行政分野でございますけれども、ここの分野についてどのような取組が可能かということが、先ほどの主要事項の3番目の検討事項に関わってくると御理解をいただければと考えてございます。

資料の説明は、以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

非常にタイトな日程になるかもしれないということは予測されますけれども、その折にはひとつ御協力をお願いしたいと思いますので、今はイメージ図でいろいろ御紹介いただきましたけれども、その後には文字でずっと説明がありますので、それも機会を見て御参照いただきたいと思います。ただいまの説明についてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の今後の運営につきましては、資料3に沿って進めることといたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。御了承いただきましたので、そのようにさせていただきます。

続きまして、次の議題でありますけれども、先ほど事務局より説明がありました審議事項の1つ

であります。消費者事故対応の消費者の視点からの調査・審議の在り方について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

野村消費者安全課長 資料5についてでございますが、先ほどの資料3に関しまして、説明が早過ぎたようであれば申し訳ございませんが、資料3の審議の進め方の中で、審議の前半においては関係府省庁あるいは関係機関からのヒアリングを行う。あるいは論点の明確化のために、委員の方々から御提言、御発言をいただくとございましたけれども、これはまた個別に御相談を事務局の方からさせていただければと思っておりますが、具体的には第何回のこういうテーマに関して、先生は御専門が深いのでペーパーを出していただけますでしょうかとか、そういう御相談は、別途事務局の方からさせていただきたいと思っておりますが、逆に先生方の方から、こういう関係について最近いろいろ考えているので、この回のために発言する時間を設けてもらいたいという御要望でございますとか、あるいは関係機関からのヒアリングのときに、何々機関からのヒアリングを是非受けられないか、相談をしてみたいというような御要望等ございましたら、後日事務局の方に御連絡をお寄せいただければ、可能な限り調整をいたしたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは、資料5の説明をさせていただきます。

「消費者事故対応に関する『消費者の視点からの調査・審議』の在り方について(案)」というものでございます。

「1.趣旨」。

「消費者行政推進基本計画」においては、消費者庁が司令塔機能を発揮すべきこと。消費者庁に有識者から成る機関である消費者政策委員会を設置し、同委員会が消費者被害の防止に係る対応等を消費者の視点から調査・審議することとする等の方向性が決められております。

こうしたスキームが十分に実効性を挙げることができるようにするためには、消費者事故対応に対する「消費者の視点からの調査・審議」の在り方について、消費者庁発足に先立って知見を集積しておくことが望まれると考えられます。

こうしたことから、本委員会において消費者の視点からの調査・審議の在り方について御検討いただくこととさせていただきたいというものでございます。

「2.主な審議事項」でございます。

(1)「消費者の視点からの調査・審議」の基本的視点。

例示として4つほど黒ポツで挙げさせていただいておりますが、ここに挙げてございますのは、具体的に何を成果物として考えておるかということでございますが、先ほどの資料4でも御説明させていただいたところでございますが、消費者庁発足後「消費者安全法」に基づきまして、消費者安全に関する基本方針を内閣総理大臣が定めるということが予定をされてございます。

消費者安全に関する基本方針の中に、どういった項目を盛り込んでいったらいいのかというところを最終的なアウトプットとして念頭に置きながら、御審議をいただくことを考えておりますというのが(1)の基本的な視点というところでございます。

「(2)最近の重大な消費者事故の調査・審議により抽出できる事項」としてございますが、こ

れは近年起こっております、個別具体の消費者事故に関しまして、御審議をいただきまして（１）にございますような基本的な視点の抽出を行っていただくという御検討をお願いしたいと考えているのが（２）の審議事項でございます。

（２）の具体的な事例に関しましては、参考資料３で、国民生活センターが行政に対しまして、近年要望を出しておられる具体的な事故・事案について整理をいただいた資料を提供いただいております。本日、個別の事案について御説明は省略させていただきますが、参考資料の３などを参考にさせていただきながら、どういった事案を取り上げて議論するかということを整理させていただければと思っているところでございます。

「３．検討の進め方」の（１）食品、製品、施設設備の３分野について最近事案を例として具体的に検討いただくワーキンググループを設置することといたしたいと考えております。各ワーキンググループをそれぞれ２回程度開催した後、本検討委員会において全体的な視点から検討いただくとさせていただいております。

「（２）緊急事案への対応」。

本委員会活動期間中に緊急・重大な消費者事故が発生することが考えられますが、その政府の対応についても、適宜のタイミングで御検討いただくとさせていただいております。

「（３）利益相反への対応」。

最近事案を検討する際、個別具体の製品や事業者と特定の委員との間に一定の関係性があるような疑義を生じさせることのないよう運営上十分注意をすとしてございます。

２枚目に食品、製品、施設のワーキンググループに各先生方に属していただく案を付けさせていただきます。

ワーキングの運営自体はオープンな形で、具体的にはこのメンバー以外の方はほかの分野のワーキングの審議に参加してはいけないという運営は考えてはございませんが、おおむねいずれかのワーキングに属していただいて、それらについて御審議をいただければと考えてございます。

資料５の説明は以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら承りたいと思います。いよいよワーキングということで、具体的にお願いしないといけないことが多々ありますけれども、いかがでしょうか。

原委員 消費者政策部に所属をしておりますので、今回から加わらせていただきますので、既に検討された点があるようでしたら御容赦いただきたいと思いますが、資料５の「２．主な審議事項」で（１）に基本的視点というのが書かれて、４つの項目が書かれておりますけれども、私はこれでは項目が不足をしているというふうに思います。事故情報を集めて、分析をして、次の行政処分とか政策に生かすということでは、これは消費者庁の目玉になる一番大きな柱だというふうに考えていますので、ここの仕組みづくりはしっかりやっていきたいと思っています。

これをぱっと見たときの印象なんですけど、２つ目に「事故情報」と書かれておりますが、この事故情報というのは一体どこから持ってくるのか、消費者行政推進基本計画では保健所とか病院とか、大変幅広い場所、情報入手ルートを考えておりましたので、やはりそこまで含めてこの事故情報と

いうことを考えておられるのか。どこから持って来るのかということです。

それから、迅速性とか正確性が書いてありますが、事故情報を分析するとか、有効に判断をするという話、それから、開示の必要性については、これは国民生活審議会の総合企画部会の「作るワーキング」でも大変大きな論点として挙げられていたと思うので、有効な分析とか判断とか開示という項目は必要だと思いますし、それから、今回の事故米の問題を取り上げても、やはり抜本的な取組を各省庁とか事業者に提案できるという機能も必要ではないかというふうに考えておりますので、この基本的な視点は、もうちょっとつけ加えていただく形で検討の開始をお願いしたいと思います。

それから、消費者政策部会の6月末の会議でこの委員会の設置が決まったということなんですが、3か月という時間がありましたので、この間にかなり内部でも具体的なことで詰められた話もあるのではないかと思いますので、今、中でおやりになっている準備状況のようなものが、例えば電話番号をどうするかとか、どこに通じさせるとかという話がありましたけれども、この3か月の取組で一体どこまで来ているのかということも、御説明をいただけたらと思います。

大変長くなりまして恐縮ですが、お願いいたします。

升田委員長 それでは、お願いいたします。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。主な審議事項を(1)に4つしか黒ポツはございませんけれども、あくまで例示ということでございます。今、御指摘をいただきました点、十分踏まえまして今後充実をさせていただきたいと考えてございます。

あと、具体的な御質問として、事故情報というワーディングが、どういう範囲のことを念頭に置いた意味合いで使っているかということでございますが、当然、消費者行政推進基本計画等の定めの中の延長として、御審議いただく場がございますので、それを踏まえながら検討していきたいと考えてございます。

具体的な中身に関しましては、主な審議事項の消費者事故情報を一元的に収集するシステムの構築という項目がございますが、その中でどこまでのことを21年度にできるのか。その先、更にごどこまでを見据えてやっていくのかという具体的内容に関しましては、その審議の中でどの機関との連携を考え、どのレベルの重たさの事故情報を一元化すべき対象と考えているかといったところについて、集約した情報をどういうふうに行政部内で取り扱うのか。あるいは消費者の方、企業の方がその情報にアクセスできるのかどうか、そういうところも審議項目の中で御検討させていただければと思っております。

それから、消費者行政推進基本計画が定まりまして、消費者政策部会で本委員会の設置を決定いたしましたしてから、その後の消費者庁発足に関わる準備状況等につきましては、また機会を設けてまして逐次御説明をさせていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

升田委員長 ほかに御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。

鶴岡委員 「主な審議事項」の基本的な視点についてなんですが、今の段階では例示ということなので、後で詳細化されるのだらうと思いますけれども、一応念のためということで、2番目の「事

故情報公表の迅速性と正確性の両立等」のところで、「収集」ということを入れておいていただきたいということです。

やはり、消費者行政一元化、安全性確保のいずれにおいても、情報の取扱いが核になるだろうと思うんですけれども、例の中国製ギョウザの問題について見ても、行政機関同士の情報の共有化とか、そういった点で問題を残しているといったこと。それから、内部告発というのも非常に重要な契機になって、いろんな問題が顕在化している。そういったことを含めて、情報の収集等を構築していくかということが非常に重要になってくるかと思しますので、この点を情報の収集ということの基本的視点に盛り込むという姿勢が大事なのだらうと思います。

以上です。

升田委員長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

廣瀬委員 廣瀬ですが、同じく「主な審議事項」についての私の意見としては、29 という多くの法律が移管をされたりするわけですけれども、それを消費者の視点から見たときに非常にわかりにくくて、どうなっているかということがもうちょっとクリアな形で横断的に本当はつくられることが望ましいと思います。

そういう仕組み、法的な仕組みみたいなものについても、これは非常に大変なことかもしれませんが、重要な基本的視点として入れるべきではないかと私は考えております。

升田委員長 そのほかにいかがでしょうか。

東委員 今の意見と似たような意見なんですけれども、ここで新しい仕組みができた後の使い方というのがとても大事な部分になってくると思しますので、特に消費者とか国民の視点ということが言われているわけですので、その使い方についても1つの柱として見ていく必要があるのではないかと考えております。

また、ここには消費者事故対応に関する、これこれの審議の在り方ということなので、事故が起こった後の対応ということが勿論中心になるんですけれども、その発展的な形の中で多少予防的な仕組みの構築のようなものも念頭に入れていただきたいと思います。

以上です。

升田委員長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

ただいま検討をお願いしておりますのは調査・審議の在り方とワーキンググループの設置ということでありまして、先ほど事務局より説明がありましたけれども、基本的な事柄はこう書いてありますけれども、あくまでも例示ということでありまして、それぞれのところでまた御検討いただいて関係があればまた取り上げるということになるかと思いますが、ワーキンググループでいろいろ時間を使っていただいて御審議をいただくというのは非常に重要な部分でありまして、その点も了解をしていただきたいと思いますということで提案をしておりますので、そこもひとつ御了解いただければと思いますが、ほかに特にいかがでしょうか。そのワーキンググループで御意見等をいただければとも思いますけれども、どうぞ。

原委員 たびたび申し訳ありません。食品、製品、施設がございましてけれども、国民生活審議会の総合企画部会で昨年11月からですか、行政の総点検シリーズということで5つのワーキングを

つくって検討しております。既にかなり問題点というのは、製品についても食品についても施設についても出てきておりますので、これからまた各省庁ヒアリングもするという事になっていきますけれども、せっかくあちらで得た成果がありますので、それを生かす形で絞り込んだヒアリングをして、消費者庁の中に持ち込むにはどうしたらいいかということでワーキングの検討を進めていただきたいと思います。

升田委員長 ありがとうございます。そこは事務局の方で準備させていただくということになりますが、そのほかよろしゅうございますでしょうか。

向殿委員 向殿です。先ほどの広瀬先生とほとんど同じ意見ですけれども、3つ部会ができるとしても、それぞれ議論するためにはその上で消費者安全というのはどういう理念でどういう考え方というのを、まず統一的な方針があってそれに基づいてやらないとばらばらになる可能性があります。当然今まで議論されているとは思いますが、それを明確に示していただいて、3つのワーキンググループで議論するという方針でお願いしたいと思えます。

升田委員長 その点、事務局の方はいかがでしょうか。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。いずれもよく検討して、準備をさせていただきたいと思えますが、今の意見を総合いたしますと、まず(1)の基本的な視点の内容を、今御指摘いただいたことを踏まえまして、内容をふくらませまして、それを見ていただいた上で、それをベースにして、各ワーキンググループでの御検討いただくという進め方をさせていただくことかなと受け止めてございます。

升田委員長 前回審議した内容もありますので、その辺り資料等を準備させていただきたいと思えますが、ただいま検討していただいております、調査・審議の在り方とワーキンググループの設置、これは御了承いただきたいと思います、いかがでございましょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思えますが、今日はそのほかに今の問題に関連しまして、現在問題になっております事故米穀の不正規流通の事案について取り上げています。事務局の方から御説明をお願いし、その後で御意見等をいただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

野村消費者安全課長 お手元の資料6「事故米穀の不正規流通事案の経緯及び対応について」という資料でございますが、先ほどの資料5の3の(2)にもございましたが、本委員会の活動期間中に緊急・重大な消費者事故が発生する場合に、政府の対応等について御意見をちょうだいできればとさせていただいてございましたが、現在社会的影響がかなり出てきてございます事故米穀の事案がございます。これについて御意見を賜ればということで資料を用意させていただいております。

「1.概要」でございます。

8月22日及び27日、福岡農政事務所に、三笠フーズに工業用に用途限定して売却していた事故米穀を焼酎用などへ横流しているという情報の通報があったということでございます。

これを受けまして、厚生労働省関係の地方保健衛生部局へ農政事務所の方が連絡をいたしまして、

関係先の立入調査等が行われました。

9月4日三笠フーズ株式会社社長がこの事実を認めましたことから、9月5日農林水産省本省において事案の公表が行われました。

今までのところ健康被害の報告はなされていないということではございます。

「2. これまでの対応」でございます。

9月5日、農林水産省の事案の公表を受けまして、厚生労働省におきましては、三笠フーズの工場を管轄する福岡県に対しまして、食品衛生法6条及び11条に違反すると思料されるということで、同法54条に基づく措置を取るよう依頼をし、福岡県におきまして、三笠フーズに対しまして、54条に基づきまして回収の命令を発したということでございます。

9月8日以降、農林水産省におきましては、事故米穀の売渡先、合計19業者あったということですが、順次一斉点検の実施をいたしたということでございます。

また、三笠フーズからの販売先企業名についても、公表の同意が得られた企業につきましては、順次公表したということでございます。

9月10日でございますが、上記の緊急一斉点検の結果、三笠フーズ以外の企業、具体的には浅井株式会社と太田産業株式会社が、三笠フーズと類似の行為を行っていたことが確認をされたので、それについて農林水産省の方で公表したということでございます。

また、事案の広がりを見せましたことから、内閣府におきまして、消費者安全情報総括官会議を開催し、関係省庁間の情報共有を同日中に図ったところでございます。

9月11日、農林水産省は不正競争防止法違反で三笠フーズの告発を行ってございます。先週金曜日には福岡県が食品衛生法55条に基づいて営業禁止の処分を行ったところでございます。

「3. 今後の対応について」でございます。

本日の閣議前に福田総理から事案の広がりが出ておりますことから、関係閣僚に対して政府一体となって取組を強化するようという御指示があったと聞いてでございます。

野田消費者行政推進担当大臣に対しましては、消費者目線に立って流通経路の解明、安全性の確認等、本事案への対応全般について指揮をとるようという指示があったと聞いております。

資料6の説明は以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。そのほか参考資料もございますけれども、この件につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

鶴岡委員 この点について、農林水産省の方から内閣府に連絡があったというのはどういうタイミングであったかということ。

それから、消費者の視点という観点から見ますと、さまざまな問題があるかと思うんですけれども、その1つとして、2の(2)事故米穀の販売先企業名の公表について、公表の同意が得られた企業についてということで農林水産省はやられたようですけれども、この点についてどういう説明を受けておられるか。もし聞いておられたら教えていただければと思います。

野村消費者安全課長 1点目でございますが、今確認をいたしますが、農林水産省から情報をいただいたのが9月5日であったかと記憶をしております。今、確認をしてございます。

公表の同意が得られた企業に限定をして公表しておるということでございますけれども、農林水産省の方から受けておりますのは、法的な権限に基づく措置ではないと説明を受けてございますので、相手方企業の同意が得られた場合にこういう措置を取っておると説明を受けてございます。

山田消費者安全課企画官 もう一点、流通経路を解明するときに、相手方に協力していただくという点で、公表を嫌がっているところを、相手に配慮する必要があるという点でも、流通経路を解明するという観点からも、そういう配慮は要るのではないかという判断があったということをお聞きしております。

鶴岡委員 農林水産省の提案については納得しがたい点がありますので、やはりこれは法律違反の疑いのかかるケースですし、やはり農林水産省としてはもっときちっと対応して、まず第1に消費者の安全という観点にすべきことだったと思うんですけども、以下はまたヒアリングの機会があれば聞いてみたいと思います。

ありがとうございました。

升田委員長 そのほかにどうぞ。

中村委員 中村です。消費者の視点に立って事故米穀が入っている商品名に関する情報を消費者がどうやって得られるのか、この点に関して教えてください。いつ、どういう形で消費者に事故米穀が入っている商品名がわかるのか。そうしないと、消費者が商品を選ぶ選択ができません。

岡田国民生活局審議官 今は農林水産省の方で流通経路の解明ということをやっております、まだ全部解明できた状況になっていないと聞いておりますので、わかった範囲でできるだけ情報を公開して、消費者の選択、今御指摘のありましたものに資するような形で、何とかできないかということ、農林水産省の方でも議論されておりますが、我々の方もそれをお願いしていくということで取り組んでいるところでございます。

恐らく十分ではないのではないかという御指摘かと思えます。

古田委員 流通経路がまだわかっていないので、仕方がないのかもしれませんが、まだ被害は出ていないということですけども、リスク評価みたいなことをやられているのでしょうか。

野村消費者安全課長 食品安全委員会事務局の方でリスク評価を進めておると伺っております。いつまでにその結果が公表できるという段には至っていないと聞いております。

加来委員 連合の加来ですけども、ワーキングでも取り上げられるようですけども、そこで議論されれば、もう少しかみ合う議論になると思うんですが、今日は例えばここで挙げられている農林水産省であるとか厚生労働省の方も見えになっていないわけです。内閣府の方にだけにこうやって尋ねても、なかなか難しいかなと思いつつ、1つは今の流通経路の問題と、もう一つは、まず農林水産省が扱った事故米が食品用に偽装できたのか。このからくりみたいなことが解明されないと、同様の事故はこれからも起きるだろうと思うんです。

もう一つは、消費者被害は起きていないということですが、それが事実なのかどうかの解明ももう少し必要なのではないかと思います。

最後に、この三笠フーズが不当に得た利益と申しますか、不正な売買によって得た利益があるはずですから、その利益についてどう取扱うのか。これからの消費者団体訴訟の問題とか、不当利得

の回復の問題とか、そういうことにもつながる事例になるのではないかと思うんですが、そうしたことも含めて全般的な議論をしないといけないのではないかと。ワーキングで取り上げていただくということであれば、そこでも十分に議論をお願いしたいなと思います。

升田委員長 いずれワーキングで取り上げられれば取り上げていただくということですが、そのほかで現在わかることがあればお願いしたいと思います。

野村消費者安全課長 先ほどの検討の進め方の中で、3つのワーキンググループを設置するという、及び緊急事案の対応につきましては、適宜のタイミングで御検討させていただくとさせていただきます。本件に関しましては、極めて重大であるので、政府一体となって対応を進めるようにという総理からの御指示をいただいていることもございますので、農林水産省、厚生労働省等、関係機関とも相談をいたしまして、できる限り早く、今週中にもヒアリングを行う場を設定をさせていただいて、今御質問がございましたことに関しまして、関係機関に伝えまして、御議論いただける場を設定させていただきたいと考えてございます。

青木委員 青木でございます。本件を事例として取り上げるならば、8月22日及び8月27日に福岡農政事務所に情報が入った。その第一報からの情報収集、分析、これを迅速にするという大きな目的を持っている中で、5日の公表までのこの時間軸をどこに、いつ、報告が入って、どこがどういうリスク評価をして公表に至ったかというところ、2週間くらいありますけれども、この時間の具体的なアクションを、それぞれ各省庁、各事務所、そこら辺のところを是非教えていただきたい。

公表後もマスコミ等を通じて逐次情報が出されている状況なんですけど、こういうふうにどんどん事実が広がっていくという公表の仕方といたしますか。わかった段階で、今、何が、どこまでわかって、いつ何がわかるのかという予測なしに、その都度都度新事実が公表されていくというやり方が、果たして消費者にとって情報の提供の仕方としていいのかどうか。大きく2点感じるものですから、その辺を検討するに当たる情報を教えていただけたらと思っております。

升田委員長 公表の経緯と仕方の問題についていかがでしょうか。

野村消費者安全課長 今お答えできるだけの情報、材料を持ち合わせてございませんが、関係機関と相談をして、回答できるように準備をさせていただきたいと思っております。

佐野委員 今回のお米については、非常に難しいと思うのは、ミニマムアクセスが絡んできて、なぜこんなお米を輸入しなければならなかったのか。そこから始めていただきたい。かなり複雑な問題だと思っております。

それから、これもやはり農林水産省が販売・流通、厚生労働省が食品衛生法関連、食品安全委員会がリスク管理と、3つの省庁が関わっている。これが縦割りになっているわけで、これをどう1つにこれからしていくのか、それで1つにしたらどれくらい早く物事が進み消費者に情報提供、それも理解しやすくできるのかというのが1つの大きな問題だと思っております。

大変危険であって世の中に販売されてはいけないと言いながら、1日3kg食べてもいいというような情報が流れているとき、消費者はどう理解したらよいのか、正しい情報提供の仕方についても食の方のワーキングで検討していただきたいなと思います。

升田委員長 それは検討するということになると思います。ほかにはいかがでございますでしょうか。

中川委員 今、佐野委員がおっしゃられたことと同じことなんですが、ワーキングにどこまで期待されているのか。例えば、不法利得の剥奪ということになりますと、これは極めて大きな法改正になりますし、そもそも何でこんな米が入って来たのかということになると、農水政策そのものかなり基本的なところを問わなければいけないんですが、我々はどこまで言うことが期待されているのでしょうか。具体の案件の原因説明が目的ではないと思いますけれども、しかしある程度原因がわからないと何を立案や提言していいかもわからないことにもなります。説明よりもむしろ提言を幅広にしてください、自由にしてくださいということでもよろしいのでしょうか。このワーキングの趣旨、あるいは検討委員会の趣旨というものです。

升田委員長 審議・検討の基本的なことに関わる御質問ということですね。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。今先生が御指摘をされた不当利得の吐き出し、制度改正をすべし、すべしではないということと、今の事案に関して目が行くポイント、どうしたことだったのかを明らかにするとか、どちらも大事だろうと思います。

当座は今の事案に関して流通経路を解明するとか、少しでも消費者の安全がはかられるようにリスクコミュニケーションをどうするかとか、全貌を公表していくという取組に関して、どうしてこういう事故米を購入していたのかとか、今後はどういうふうに管理していくのかとか、当座やらなければいけない政府の対応というのはあると思います。これは早急に関係省庁間でとりまとめをするということになっていくと思います。

そのときに、この委員会ワーキングでいただいた御意見というのは、消費者目線での御意見という受けとめをさせていただいて、その再発防止策等を取りまとめるときに、内閣府としては最大限関係機関の調整の中でこういう御意見もあったよということで反映させていただきたいと考えております。

もう一点、中期的なことも当然御指摘の中では出てくると思います。そこはこの委員会これ自体は、消費者庁の円滑な発足に向けてのいろいろな御知見をいただくという委員会でございますので、中期的な論点、先ほどの不当利得の吐き出しに関する制度の在り方等々、これは今すぐということではないかと思いますが、考え方の方向性を本事案に照らしてみても、こういった方向性で考えていくべきではないかということも御議論、御指摘をいただければ非常にありがたいと思っております。

升田委員長 比較的幅広に御意見をいただきたいということだろうと思います。

そのほかいかがでございますでしょうか。

議事進行が非常に下手でありまして、非常に早く進んでいるんですが、どうぞ。

東委員 直接この文面に出ているわけではないんですけれども、今回の対応について、直接三笠フーズ云々ではなく、この事故米を原料にした製品をつくっている企業が比較的迅速にといいますか、回収等の対応をしたということがあるかと思うんですが、そういった事業者、企業などに対しては、例えば政府として、どういう姿勢で働きかけをしたのかしないのかということについて教えていただければと思います。

野村消費者安全課長 今、即答できませんけれども、調べてみたいと思います。

升田委員長 廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 時間が許されるのであれば、このお米の問題を契機にして、少し考えたことで、前にさかのぼるかもしれませんがよろしいですか。

升田委員長 どうぞ。

廣瀬委員 先ほどは全体で法制度が非常にぎくしゃくしているところがあるし、わかりやすくという話をして、そして、向殿先生から同じような御意見をいただいて大変ありがたかったですけれども、もう一つはワーキンググループというものの意味、これは場合によっては非常に大事なところはあると思います。ワーキンググループが専門で細かく見たもの、そこで出てきた御意見や結論というのは、この全体の会議でも尊重することになるとは思いますけれども、全体として検討委員会で皆さんからの御意見を聞くということが、私は相当重要ではないかと思っております。このワーキンググループの位置付けというものをもう少し明確に出していただけるとありがたいと思います。

野村消費者安全課長 資料5で「消費者の視点からの調査・審議の在り方について」とさせていただいてございまして、今後消費者庁が、消費者政策委員会を中心に消費者の視点からいろいろ提言していくときにどのような視点で考えていけばいいのかというところを整理しておきたい。具体的には消費者安全法に基づく消費者安全の基本方針でありますとか、食品安全基本法に基づきます食品安全基本方針でありますとか、こういうものは消費者庁発足後速やかに策定をしていかなければなりませんけれども、その項目としてどういうことが大切なんだろうかということ、この検討の中で抽出できれば、円滑な発足に資するのではないかと考えてございます。そこは一番にやらなければいけないことだと思っております。

各ワーキングにおかれましては、それぞれの分野の専門性の強い先生方にワーキングに分かれていただいておりますので、食は食、製品は製品、施設は施設の個性がございまして、最近事案に照らして、基本的視点を抽出するために御検討いただきたいと思っておりますが、最終的に基本的視pointsの集約をするのは検討委員会の場において行っていただくという段取りかと思っております。

廣瀬委員 基本的にはそれで結構だと思えますけれども、人のことで大変失礼かもしれませんが、鶴岡先生などはマスコミの方から来ておられるわけですし、そういう方が例えば製品や食品についてもどんどん御意見を言っていたとか、そういうことはむしろ大事なのではないかという気もしますので、それは御専門で、それぞれおありかと思えますけれども、これはわりに緩やかなグルーピングで、いろんなものを後で交流したりする可能性もあるような緩やかな形にさせていただけるとありがたいと思います。これが縦割りになると、何のためにやっているのかというのがわからない感じがいたします。

岡田国民生活局審議官 この会議、委員会の進め方について、役所から押し付けるというよりも、むしろ委員の先生方の御意見を十分に反映させていただきたいと思っております。

ワーキンググループを設置する趣旨は、消費者目線からの調査・審議という場合に、具体的な事例を一種ケーススタディーみたいな形で御検討いただくことが、こういうものを考える際に、

ある意味で事実に基づくような問題にどう対応していくかということで必要ではないかということでワーキンググループを設けてやったらどうか。その際いろんな事例がありますので、3つぐらいにわかったらどうかという発想でこういう形でやってきたわけであります。

今、御指摘がありましたように、施設のワーキングに入っている人はほかのところに入れないということをするつもりはございませんので、会議があれば先生方に御連絡させていただいて、御出席を御希望される方は御出席いただくということで運営させていただきたいと思っております。

基本はワーキングでの何らかの結論というよりも、そういうものを皆さん持ち寄っていただいて委員会全体で、最後の場で十分御議論いただいて、御審議いただきたいということではないかなと思っております。

升田委員長 原委員どうぞ。

原委員 たびたびで申しわけございません。私もワーキングの持ち方について、再度確認をさせていただきたいと思っております。

このワーキングは年明けまで継続するということになる、国会の情勢がわかりませんが、消費者安全法を国会に上程をしようとしていて、この消費者安全法と関わる部分も随分出てくるのではないかと思うのですが、その消費者安全法とこちらのワーキングとの検討を、どんなふうに重ね合わせていくのか。

もう一つは、ワーキングで求められているのは、本当に具体的な制度設計が最後の姿で、見えるような形にして、実働部隊というか、実際に動いていくところまでの提案のように考えていて、国生審の5つのワーキングは、いろんな問題点を提案をいたしましたけれども、あれは3月末にまとめたので、また消費者庁というネーミングのものはあの当時ではまだ消費者行政推進会議も出していなかったもので、とりあえずこういうところに論点がある、こういう提案ですというところでまとめたんですが、今回はかなり具体化した形で最後の形を出さなければいけないのかと思っております、その判断で間違いがないのかどうかということ。

それから、消費者安全法との関わりはどうなるのかということ。

それから、食品であれば、食品安全委員会との関係というのは、このワーキングの中でも検討していくのかということになるのかということをお願いしたい。

野村消費者安全課長 法案との関係でございますが、2点ございます。

まず「消費者の視点からの調査・審議」というふうに鍵括弧をして書いてございますが、これは詳細な説明は省略いたしましたけれども、消費者庁設置法におきまして、消費者政策委員会の任務として与えられておりますのが、この消費者の視点からの調査・審議を行っていくということでございまして、消費者庁が消費者行政に関して、司令塔機能を発揮するときに、消費者政策委員会対象者の視点からチェックをしていくことによって、消費者庁の司令塔機能をより消費者庁の目線の観点からワークさせるというスキームをうまく動かすために、使用者の視点という基本コンセプトはでき上がりつつあるんですけれども、その具体の動かし方としてどういう項目が大切なんだろうかということ整理しておきたいということが一つでございます。

もう一つは繰り返しになりますけれども、消費者安全法の中で消費者安全に関する基本方針とい

うものを内閣総理大臣に策定せよという内容が盛り込まれております。

また、食品安全基本法の中で、食品安全に関する基本方針を定めるということ。これも消費者庁の意向において、消費者庁発足後は行うようにということが関連整備法の中で定められております。その基本方針の定めをする際に、どういう項目が重要なのであろうかということもこの御審議の中でいただいた御提言というものが重要な要素になってくるであろうというふうに考えてございます。

ですから、先生から御指摘のございました具体的な形でアウトプットを出していくという理解でよろしいかという点は、そういう具体的なものにつながっていくような御提言をいただければ大変ありがたいと思っておりますということでございます。

あと、法案の審議のことにお話が及んでございましたけれども、法案の審議そのものは立法府の話でございますので、それを所与として議論を進めるといことは行政部内の審議会としてはなかなかまいらないところがございますけれども、消費者目線で行政を進めていくという大きな流れは後戻りのないものだと思っておりますので、消費者政策委員会の設置、あるいは消費者安全基本方針の策定、そのタイミングが若干遅れる遅れないということにかかわらず、審議いただいたものの成果というものは行政の方できちんと受けとめをさせていただくということになるんだろうと理解しております。

升田委員長 そのほか、いかがでございましょうか。前回のワーキングについて御指摘がありましたけれども、あれは全体の報告書にも勿論盛り込まれておまして、その中でも勿論提言しただけでそのままになっているものもありますので、それはそれでまたいろいろ検討の際の材料にしていきたいと思えます。

加来委員 話が少し戻るようで申し訳ないんですが、この検討委員会の趣旨の文章は、再度御説明ありましたので、なるほどと理解できる内容です。それとの関係で主な審議事項、検討の進め方となっておりますが、主な審議事項については先ほどもう確認されましたのであれですけれども、今、見ていましたら、主な審議事項に記載をされてある、例示されているというふうに紹介されましたけれども、それとこちらの議事の資料3の方についてある別紙に記載されているそれぞれの委員会での審議事項は、必ずしも一致していないというかリンクしていないのではないかとというふうに受け取れるんです。

例えば、2回目は「事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築」。

3回目は「自主リコールの促進のための取組の強化」となっておりますが、第5回目が「その他消費者の安全・安心に関する重要事項」ということなんですが、これはこれで、それぞれの回でやるよというのはこれを見れば理解できるんですが、資料5との関連でどういう関連性があるかについては、もう少し整理というか共通理解を進めた方がいいのではないかと思います。

どちらでもいいです。主な審議事項の趣旨について御理解しておりますし、ワーキングなり具体的な事例の取扱いについても、今の御説明で理解できました。その上で、それぞれ具体的な議論の進め方の整理と、最後のとりまとめ、落とし方ですね。それがどうつながっていくのか私の段階では理解できないので、少し説明していただければと思います。

野村消費者安全課長 説明が不十分で申しわけありません。資料3の2枚目別紙「消費者安全に関する検討委員会 審議スケジュール(案)」というふうにカレンダーを付けてございます。

資料5で「『消費者の視点からの調査・審議』の在り方について(案)」という内容について、本日ここで御議論いただいておりますが、この消費者の視点からの調査・審議の在り方についてというこの審議項目の関わる検討会の持たれ方は、審議スケジュール、カレンダーでござらんいただきますと、9月16日のところに としてございます。

あくまで予定でございますが、11月の早い段階で各ワーキンググループの1回目を持てないかと置かせていただいております。

それから、年明け1月ころにもワーキングをもう一回持てないかと置かせていただいております。

更にその先第8回辺りでも「消費者の視点からの調査・審議の在り方について」とござりますが、合計4回、資料5に関わるテーマに関しては取り上げさせていただければと思っております。そういうふうにカレンダーを置かせていただいております。

各ワーキングに関しましては、先ほどの御指摘も踏まえまして、出入り自由の形ではございませけれども、専門性であられる先生方には、是非参加をしていただくという日程調整の形で事例に即してワーキングで御検討いただく。

一方で、消費者安全に関する基本方針や食品安全に関する基本方針の在り方、そういうことにながっていく考え方の抽出というものは、各ワーキングが終わった後の審議の中でとりまとめに向けて御審議をいただく回を別途設けさせていただきたい。具体的には第8回のところで、御意見を賜りたいと思っております。そういう形でカレンダーを読んでいただければと思います。

升田委員長 いずれも案でありまして、基本的なことは説明をさせていただいておりますけれども、今日いただきました御意見、御質問等々につきましては、勿論整理をいたしまして、対応するなり、説明させていただくなり、させていただく予定にはしております。勿論いろんな機会がまだございますので、その機会を通じまして、いろいろな御意見をいただければと思っております。

そういう前提で御理解いただければと思います。大体御了解いただいたということでよろしゅうございましょうか。若干、お待ちいただかなければならないというスケジュールになっておりますので、しばらくお待ちください。

それから、大臣の方からごあいさついただきますが、その後若干委員の方の御意見も賜りたいというお話ですので、何か御意見がありましたら、時間が非常に限られておりますけれども、簡潔にお願いできればと思います。

(野田特命担当大臣入室)

(報道関係者入室)

升田委員長 それでは、野田大臣に、ごあいさつをいただきたいと思います。

野田特命担当大臣 改めまして、委員の皆様おはようございます。野田聖子でございます。

今日は消費者安全に関する検討委員会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。日ごろも何かと消費者に対して御配慮いただいていることを心から感謝申し上げます。

いただいた原稿があるんですが、それはやめさせていただいて、現在私たちが抱えている急務の問題について御報告申し上げ、委員会において速やかにいろいろと御検討いただければと思っております。

今朝閣議がございましたけれども、その前に総理から緊急招集がございました。それはまさに今問題になっていて、その問題の終息がおぼつかない、いわゆる事故米の問題でございます。

これにつきましては、恐らくほとんどの国民が、この事案が発覚するまで、事故米ということ自体の認識もなかったと思いますし、政府部内においても農林省の担当は知っていたけれども、他の省庁の人たちがそのことについて認識があったかということ、私を知る限りはなかったと思います。

ただ、起きてしまったことに、農林水産省を責めても仕方がないので、今、事故米によって何が起きているかということ、食の安全が根底から崩されている。それも民間企業のしてしまったけれども、そもそもの発出先は政府米である。政府米であって、事故米で食用にはならないといったにもかかわらず、それだけの危険だという認識を持ちながら、残念ながらその担当であった農林水産省は、その認識が甘かったか、検査が非常にレベルの低いものだったわけです。抜き打ち検査も一度もなかったと聞いておりますし、これは業者の方を信頼したからと言ってしまえばそれまでですけれども、やはり国民の安全を守るという政府にあっては、そういう甘っちょろい気持ちで取り組んでもらっては困るわけで、これにつきまして今般総理から、これまで農林水産省、厚生労働省とそれぞれ現場の担当が情報発出をしたり取組についての報道を各自ばらばらにやっていたんですが、本日、総理からの御命令で私、野田消費者行政担当大臣が一元管理して、言わば司令塔としてこの事案については速やかに情報を公表し、なおかつ説明を考えて最終的には消費者の皆さんに安全宣言ができるまでの取組をしろということになりました。

今日、本当は申し上げるつもりだった消費者庁、これは国民生活審議会の中でもいただいた案をベースにしてできたものですが、皆さんの子供のような存在だと思っておりますが、これのできるのを待っているわけにはいかない状況にあるので、総理の方からは消費者庁の大切さを今、国民に知っていただくためにも、この事案に関して、いわゆるピンポイントで消費者庁をつくって、この事案の取組に邁進してほしいということがございました。

消費者庁には、長官がいるわけですが、増原副大臣という大変優秀な副大臣がおりますので、その方を選任していただきまして、明日から増原副大臣の下でいわゆる内閣府の中で仮消費者庁なるものをつくらせていただき、その下に今回の担当である農林水産省、厚生労働省、警察も入ってくるかもしれません。そういう人をすべて集め、併せて消費者庁にあるように、第三者の委員会がありますから、それを踏まえて、多くの民間の有識者又は計算能力にすぐれた方に入ってください、一分一秒でも早くこのことについて国民への信頼、安心を取り戻すべく頑張っていきたいと思っております。

是非皆様方におかれまして、いろいろな御意見をいただきまして、この大きな食の安全を揺るがす問題について、国民総意で解決に向けて頑張っていけるようくれぐれも力添えをよろしくお願い申し上げます。もうちょっとしゃべらなければいけないんですけれども、消費者庁をつくるということは大事けれども、消費者の安全というのは消費者庁ができるまでにいろいろあるという

ことは、現在まさに起きている状況なので、それに対応できるよう頑張って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、以上です。

升田委員長 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

升田委員長 それでは、せっかくの機会でございますので、野田大臣と、各委員との懇談を行いたいと思います。何か御意見等ございましたらお願いいたします。

山上委員 今、野田大臣におっしゃっていただいたように、先ほども委員会の中で意見がございました。国民は何を選んだらいいのか、その情報すらわからないという本当に不安の中で毎日過ごして、何を買ったらいいのかというのがわからないでいるわけです。

今回の審議でも、まどろっこしいなと個人的に思っておりましたら、今、大臣の御発言の中で消費者庁を、内閣府の中に事実上発足させて一元的におやりいただけるという力強いお言葉をいただきましたので、是非ぜひ発足して、これについての説明をしていただければと思っております。

また、委員の者たちもそれなりに御協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

野田特命担当大臣 私は知らないうちに農林水産省で、第三者機関をつくって事の説明に当たるということが今日、農林水産大臣のお話からあったんですが、福田総理はそれではだめだと、やはり当事者が当事者の中でそういうものをつくっても機能しないということははっきりおっしゃって、それぞれがつくる予定になっていたんですが、農林省の中ではそういうものをつくってはならない。すべて内閣府の中でやりなさいということ強くおっしゃいました。

農林水産大臣の一部の発言の中で、消費者の権利もあるけれども、事業者の権利もあるという発言がありましたけれども、ここは総理は、今回というか私は消費者目線でやっていくんだと。事業者の人で被害者もいるかもしれない。知らずに買ってしまったりとか、それはさておき消費者がいて初めて生産、そして事業が行われるという当たり前の原点、今まで日本にはなかったわけですが、その当たり前の原点に立ってこの仕事を進めてほしいということで、本当にお辞めになるのが残念でならないくらい、今日ははっきりとそういう立場を明らかにされましたので、私も勇気百倍で、ただ私自身知識が心もとないので、是非とも委員の先生方にはずばずばと、何をやるべきかということについて御指導いただきたいなということを願っています。

升田委員長 ありがとうございました。

実は予定が時々刻々と変化しておりまして、ここで大臣は所用のため退室されます。

野田特命担当大臣 もう一人ぐらいどうですか。

原委員 4回目の発言なので本当は控えるべきなのですが、一言です。

これをピンポイントに、消費者庁をどういうふうに制度設計できるか。是非考えていただきたいと思っております。

9月5日に農林水産省が事案を公表しているんですが、この情報自体は8月22日、8月27日の段階で入っているんで、内閣府の中にこの情報がもたらされたのも9月5日ということなんです。これは一般国民と全く同じようなところに私たちは置かれているので、ここを本当に瞬時に消費者

庁に上がってくるという制度設計を是非お願いしたい。

野田特命担当大臣 それにつきまして、以前、冷凍ギョウザの事案で私がまだ大臣になる前でしたが、中国から外務省へ報告があったけれども、その報告が我が方になかったということが大きな事件になりました。あのときも私はNHKのニュースと読売新聞の記事で知ったということで、皆さん愕然とされましたし、私たち自身も非常に不本意でありました。

以降外務省の齋木局長とは、これではだめだということを知ってほしいということで、どんなささいな情報でも冷凍ギョウザに関して送られてきた場合は、私の方へ届けてほしいということで、それは完全にできるようになりました。

同様に先週の金曜日に、農林水産省の局長を呼びまして、同じようなことを申し上げました。外務省ではそういう関係ができています。農林水産省は本来食の安全の担当なのに何故我々に対してそういうことをしてこなかったんだということで、一応は深く反省されて、今後やりますということでしたが、その信憑性にちょっと疑問があったので、これは自分の手元に置いておくしかない。今回、増原チームの下で、各省から情報を得る担当者をおきますから、当然瞬時に、仮消費者庁長官には情報が共有されるというスキームをつくってあります。

升田委員長 どうもありがとうございました。

(野田特命担当大臣退室)

升田委員長 それでは、本日予定の次第は以上でございます。事務局から事務連絡等がございましたら御報告をお願いいたします。

野村消費者安全課長 本委員会の第2回でございますが、先生方の御日程を事前に集めさせていただきまして、10月20日月曜日の10時から12時を予定させていただきたいと存じます。会場等、詳細につきましては、また追って事務的に御連絡をさせていただきます。

今大臣からもお話がございましたが、事故米に関する案件に関しましては、早急のスピード感でこの委員会でも御意見を賜るようということでございますので、食品ワーキングのメンバーの方の日程調整を中心といたしまして、各委員皆様にも開催に関して御連絡をさせていただきます。可能な限りで御都合を合わせていただければ大変幸いです。

升田委員長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。